

みんなので防ぎっ！高齢者虐待

自分らしく生活し、人生を尊厳を持って過ごすことは、誰もが望むことです。しかし、近年、高齢化が急速に進行する中で、高齢者の人権を侵害する高齢者虐待が家庭や施設などで表面化し、大きな社会問題となっています。

「高齢者虐待」は、

65歳以上の高齢者に対して、高齢者を養護している家族、親族、同居人、施設職員などが行う次のような行為をいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、無理やり食事や口に入れる、意思に反して身体を拘束する、外出を制限し、外部と接触させないなど

介護、世話の放棄、放任

劣悪な住環境で生活させる、食事を与えない、入浴をさせない、オムツを交換しない、受診させない など

心理的虐待

怒鳴りつける、ののしる、悪口を言う、無視する、侮辱を込めて子どものように扱う など

性的虐待

わいせつな行為をする、本人の嫌がる性的行為を強要する、排泄の失敗に対して、

懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の年金や預貯金を勝手に使う、本人の自宅などを無断売却するなど

虐待は、ひとつの種類が単発で発生するとは限らず、複数の虐待が同時に行われている場合があります。

また、自覚がない場合やささいなことが積み重なっていることもあります。

例えば・・・

- ▼ 何度も同じことを言われて、大声を出したり、無視したりしてしまう。
- ▼ 高齢者のためになると思っ、本人の能力以上にリハビリを強要してしまう。
- ▼ 椅子から立ち上がって転んだら大変だと思、長時間ベルトで固定する。

虐待予防のために

ご相談ください

「虐待かもしれない」「このままでは虐待になってしまうかも」と思ったら、本庁高齢・介護福祉課、各支所市民生活課、地域包括支援センター、お近くの在宅介護支援センターにご相談ください。(左表参照)

職員には守秘義務が課されていますので、安心してご相談いただけます。

住所	電話番号
薩摩川内市地域包括支援センター(永利町)	(24)3331
甞島圏域サブセンター上甞事務所	(3)2880
甞島圏域サブセンター下甞事務所	(5)1751
白寿園(中福良町)	(23)4488
グリーンライフ川内(宮内町)	(20)3700
あじさい(横馬場町)	(25)2225
福和園(御陵下町)	(20)1037
幸せの里(永利町)	(27)1120
わかまつ園(高江町)	(25)2690
長生園(大小路町)	(21)1250
はまかせ園(西方町)	(28)1031
川内市医師会(大小路町)	(22)8101
樋脇在宅介護支援センター	(38)2345
入来在宅介護支援センター	(44)5088
東郷在宅介護支援センター	(42)2102
のぞみ園(祁答院町)	(56)0332

まちづくり出前講座を行います

市職員が会場に伺って説明を行います。市ホームページに掲載されている「講座実施申請書」により本庁高齢・介護福祉課にお申し込みください。

【問合せ先】本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ

☎(23)5111(内線2673)

できることから行動しましょう

▼ 家族みんなで助け合いましょう
一人だけで介護を抱え込まないよう、無理をしない方法を家族みんなで話し合いましょう。

家族だけで頑張りすぎないで

介護保険サービスなどを上手に使うで、介護負担を減らしましょう。

地域で支えあいましょう

ご近所に気になる高齢者や介護をしている家族がいたら、さりげない見守りと声掛けをお願いします。さりげないねぎらいや気遣いが高齢者虐待の防止につながります。

一人で判断しない

迷ったら、家族や友人、公的機関などに相談する習慣を付けましょう。

うますぎる話は疑う

無料を強調したり、普通あり得ないような好条件の勧誘や広告は疑いましょう。

*他にもいろいろな手口があります。十分気をつけてください。

出前講座

10人以上の団体、グループなどを対象に消費生活に関する出前講座を実施しています。お申し込みについては、市民課市民相談グループまで、電話でお問い合わせください。

☎(23)5111
(内線2571)

おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず、気軽に相談しましょう

薩摩川内市消費者ホットライン 直通電話(23)0808

[受付時間]=月曜日～金曜日(祝日などを除く) 8:30～17:15

消費生活センター(薩摩川内市総合相談窓口：市役所本庁南別館2階)では、専門的な知識と経験を持つ相談員が消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。お気軽にご相談ください。

最近あった事例

自宅を訪問される手口

点検商法

Q 「羽毛布団の点検に来ました」と業者が訪ねてきた。「いつも使用している布団を見せて」と言い、「ダニやカビがついているので健康に良くない」と新しい羽毛布団を勧められ購入契約をした。後で良く考えたら高額なので解約したい。返金してもらえるか。

A 訪問販売で契約した場合、法定書面を受け取った日から8日以内であれば無条件で契約を解除(クーリング・オフ)することができます。解除する際は書面で証拠が残るように必ず特定記録郵便で出しましょう。特に高齢者などをターゲットにした悪質商法が増加しています。本意な契約を誤りしてしまわないよう、クーリング・オフ期間を過ぎていても取り消すことができる場合もありますので、諦めずに相談する事が大切です。

身に覚えのないものが届く手口

送りつけ商法

Q 突然「2カ月前に定期購入の注文

を受けた健康食品を代引きで送る」と電話があった。「覚えはない」と断ったが「証拠の録音がある。特別注文商品なので解約はできない」と言われた。しかし、納得いかないので、解約したい。

A 一方的に「商品を送る」と言われても、身に覚えが無ければきっぱりと断りましょう。商品が届いたら、業者名、住所、電話番号を控えた上で、受け取り拒否してください。代引き配達だったら支払いもしないでください。業者宛てにクーリング・オフ通知のハガキを出し、解約の意思を確実に書面で残しましょう。また、相談窓口へ速やかに連絡してください。

トラブル回避のための心の準備

消費者トラブルは誰でも巻き込まれるおそれがあります。トラブルを未然に防ぐためには、日ごろから「自分の身にも起こるかもしれない」と警戒する気持ちを忘れないことが大切です。

相手の身分と用件を確認する

悪質業者は身分を偽ったり、販売や勧誘の意図を隠していることがあります。

